

学校法人 多文化共生学園 おたる国際福祉・観光専修学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、地域の伝統文化のみならず国際の多様な文化、伝統、人びとに対する広く・深い理解のもとに、地域・国際社会に積極的に貢献する人材を育成する。この人材育成と地域交流を通じて地域における多文化共生社会の創生に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、学校法人多文化共生学園 おたる国際福祉・観光専修学院と称する。

(所在地)

第3条 本校は、北海道小樽市入船4丁目9番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限並びに定員

(課程、学科、修業年限並びに定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	課 程	昼夜 の別	入学 定員	総定員
教育・社会福祉分野	専門	介護福祉学科	2年	昼間	40人	80人
商業分野	専門	観光学科	2年	昼間	40人	80人

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年及び学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 学年を分けて2学期制とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日

(3) 夏季休業日 7月下旬から8月中旬まで

(4) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで

(5) 春季休業日 3月下旬から4月上旬まで

4 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

5 第2項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

(授業時間)

第6条 本校の授業時間は、45分とする。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、別途校長が定める。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学時期は毎年4月1日とする。

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学前年度に高等学校卒業見込みの者
- (2) 過年度に高等学校を卒業した者
- (3) 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者

(入学選考)

第10条 入学を願い出た者に対して選考を行う。

2 選考の方法は以下のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業見込みの者を対象とした一般入試
- (2) 高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる社会人入試
- (3) 高等学校卒業見込みの者で高等学校長の推薦を受けた者(面接による専願)
高等学校長の推薦者は、調査書の評定平均が3.0以上の者で推薦書提出(推薦書様式は任意)
- (4) 高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる社会人で、現在勤務している事業所長または管理者の推薦(推薦書様式は任意)がある者(面接による専願)
- (5) 高等学校卒業見込みの者及び高等学校を卒業した者、または高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる社会人を対象としたAO入学試験

(入学手続き)

第11条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第26条に定める入学料及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学)

第12条 学生が休学しようとする時は、別に定める休学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。休学は1年以内とする。

2 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められる時は、校長は休学を命ずることができる。

(復学)

第13条 休学中に学生が復学をする場合には、別に定める復学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 14 条 学校が休学期間満了後も復学ができないときは、除籍することができる。

(退 学)

第 15 条 学生が退学しようとする時は、別に定める退学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 章 教育課程

(教育課程)

第 16 条 教育課程、修得単位数及び時間数は、別表 1 のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第 17 条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする
- (2) 演習については、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする
- (3) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする

2 授業時数の 1 単位時間は 45 分とする

第 6 章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第 18 条 各授業科目の履修を修了した者には、評価のうえ単位又は単位時間を与える。

2 学習の評価は、各学期試験、課題・レポートの提出、実習の成果、履修状況等を考慮して、別に定める評価基準に基づいて行う。

3 介護福祉学科においては、実習の授業時間数の 5 分の 4、その他の授業時間数の 3 分の 2 に満たない者は、当該科目についての評価をうけることができない。

(卒業・課程修了の認定)

第 19 条 本校所定の修業年限以上在学し、所定の単位を履修のうえ、学習の評価において一定の成績を修めて課程を修了した者には、卒業証書（別記様式第 1 号）を授与する。

2 前項における、課程の修了した者とは、62 単位の履修修了者とする。

(称号の授与)

第 20 条 本校の専門課程介護福祉学科及び専門課程観光学科を卒業した者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。

第 21 条 特定専門課程である専門課程介護福祉学科及び専門課程観光学科を修了した者は、専門士を称することができる。

第 7 章 教員及び職員組織

(教職員組織)

第 22 条 本校の教職員は、学校長、専任教員、非常勤講師、事務職員及びその他職員とする。

2 学校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第 23 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 主任基幹教員（校長と兼務することができる） 2 名

- (3) 専任基幹教員 5名以上(うち主任基幹教員を含み、本務等基幹教員4名以上)
- (4) 事務長 1名以上
- (5) 事務職員(事務長を除く) 1名以上
- 2 前項のほか、必要な必要に応じ副校長を置くことができる。
副校長は、主任基幹教員と兼務できるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。
- 4 副校長は校長を補佐し、校長に事故があるときまたは、校長が欠けたときはその職務を行う。
- (教員会議)

第24条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は、校長が主宰する。

(教員会議の協議事項)

第25条 教員会議は次の事項について協議決定する。

- (1) 学生の教育及び指導に関すること。
- (2) 学生の入学、退学、休学、復学及び賞罰に関すること。
- (3) 学術の研究、並びに学校の教育向上に関すること。
- 2 教員会議運営上の細則については、教員会議において決定する。

第8章 学生納付金

(学生納付金)

第26条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

	学費等	第1学年	第2学年	計
介護福祉学科	入学検定料	20,000	0	20,000
	入学金	100,000	0	100,000
	授業料	960,000	960,000	1,920,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	健康管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	1,164,000	1,044,000	2,208,000
観光学科	入学検定料	20,000	0	20,000
	入学金	100,000	0	100,000
	授業料	840,000	840,000	1,680,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	健康管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	1,044,000	924,000	1,968,000

学生は上記に定められた納付金のほかにも、必要に応じて徴収される場合がある。

(納入)

第 27 条 学生は、出席の有無にかかわらず、在籍中は授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌日から授業料を免除することがある。

3 特別の理由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(授業料滞納による退学)

第 28 条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後において納入の見込みのない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(授業料の返還)

第 29 条 修学を中途終了する者は、申出により、以下の式により算出した額から千円未満を切り捨てた額の返還を受けることができる。ただし、受講料の全額を納入していない場合には、この限りでない。

納入した受講料 × 残りの授業時数が当該教育課程の授業時数全体に占める割合

第 9 章 賞 罰

(褒章)

第 30 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒章を与えることができる。

(懲戒処分)

第 31 条 学生が、この規則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった場合において、教育上必要と認められるときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性向不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

(除 籍)

第 32 条 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。

第 10 章 雑 則

(寄宿舍)

第 33 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 34 条 健康診断は、年 1 回別に定めるところにより実施する。

(改 廃)

第 35 条 この学則の改廃は、校長が発議し、設置者が決定し、北海道知事に届け出るものとする。

（細 則）

第 36 条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 8（2026）年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（第 16 条関係）

別紙第1号様式 （第16条関係）

別紙第1号様式	
第 号	おたる国際福祉・観光専修学院 校長 氏 名 印
割印	年 月 日
専門士（○○専門課程）の称号を授与する。	
及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、	
卒業証書を授与し、学校教育法第百三十一条の二	
本専修学校専門課程○○学科○年の課程を修了したので	
学校印	○○専門課程 ○○学科
生年月日	氏 名
卒業証書	